



# 将来にわたって安全でおいしい水をお届けするために 今後の水道料金の課題について

今回、水道料金の制度を見直すにあたり、令和元年度～令和5年度の水道事業に必要な費用「総括原価」を算定し、料金単価を設定しました。

令和6年度以降については、次の5年間で必要となる総括原価を算定し、検証したうえで料金改定の必要性を判断していきます。

## 【今後の料金改定における課題】

- ✓ 小口径の適正な総括原価に基づく料金単価の設定

お客様の約99%を占める小口径では、基本水量の廃止に伴う水道料金の変動をできる限り少なくするよう単価を設定したため、小口径の適正な原価に基づく料金単価の設定が今後の課題です。

- ✓ 従量料金単価の見直し「逡増度の緩和」

従量料金では、他の多くの自治体と同様に、使用水量が多くなるに伴い1㎡あたりの単価が高くなる「逡増制」を採用しています。

逡増制とは、急激な人口増加、高度経済成長に対応し、大量に水を使用する事業者の水道使用の抑制を図ること等を目的として、全国的に導入された制度で、本市では昭和51年に導入しました。現在、これらの導入当初の目的が薄れてきているため、使用水量による単価の差を少なくしていくことが、課題となっています。

## 総括原価とは？

公共料金等を決めるうえで用いられる用語で、水道事業においては、水道水を安定してお届けするために必要な費用の合計額です。

水道料金総収入額

||

総括原価

||

水道事業に必要な費用

営業費用	資本費用
人件費、薬品費、動力費、既存の水道施設(浄水場・配水場・水道管など)の維持管理費 など	施設の建設改良など

水道事業に必要な費用を適正に算定し、「総括原価」と「水道料金総収入額」が同額となるよう料金単価を設定することで、健全な経営のもと、安定した水道事業運営が成り立ちます。

本市では、適正な料金水準を見極め、料金改定の可否を定期的（5年ごと）に判断していきます。

お客さまへ  
枚方市上下水道局から大切なお知らせです。



上下水道局キャラクター  
アクリン

令和3年  
4月から

## 水道料金等の制度が変わります

枚方市上下水道局は、安全でおいしい水道水を将来にわたってお客さまにお届けするため、令和3年4月から水道料金等の制度を変更します。現在の水道料金の制度は、昭和51年から変更していないため、今日の人口減少に加え、単身世帯の増加、節水意識の向上など、時代の変化に対応する必要があります。今回、右に挙げる3つの観点から制度の見直しを行いましたので、お客さまのご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。

将来を見据えた  
適正な費用  
(総括原価)

費用負担等  
公平性の確保

制度変更  
3つの観点

水道使用量の  
減少に対応

## 3つの主要変更点

1

### 口径別料金の導入

現在、一律でお支払いいただいている基本料金を、口径の大きさに応じた料金に変更します。

2

### 基本水量8㎡の廃止

1ヵ月の基本料金に含まれている8㎡の基本水量を廃止し、使用いただいた水量分のお支払いに変更します。

3

### 下水道使用料の変更

水道料金制度の変更に合わせ、1ヵ月の基本使用料に含まれている8㎡の基本水量を廃止します。

## 枚方市上下水道局

〒573-1030 枚方市中宮北町20番3号

TEL: 072-848-4199

FAX: 072-848-6508

口径及び水量に応じた料金早見表、新たな制度の詳細などは、[枚方市上下水道局ホームページ](https://www.city.hirakata.osaka.jp/0000019300.html)をご覧ください。

<https://www.city.hirakata.osaka.jp/0000019300.html>



枚方市上下水道局HP





# 1 口径別料金の導入

現在、水道の使用の有無に関わらずご負担いただいている1ヵ月の基本料金は、全ての口径で一律692円ですが、令和3年4月以降は口径の大きさに応じた料金となります。

### 変更の理由

口径が大きいほど、一度に多くの水を使うことができるため、それを支える水道施設への負担も大きくなります。施設の維持管理において公平性の観点から口径の大きさに応じた料金を導入します。

## お客さまの約99%を占める小口径の基本料金は32円安く

口径	基本料金
全口径一律	692円
小口径 (13mm・20mm・25mm)	660円 (32円値下げ)
大口徑	40mm: 5,486円 50mm: 9,957円 75mm: 27,051円 100mm: 55,164円 150mm: 157,319円

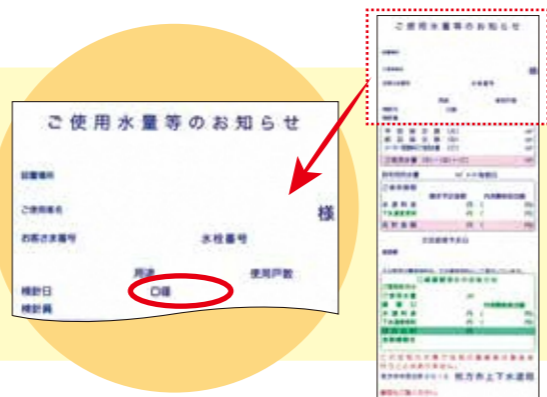
※表記はいずれも税抜

※上記は一般用の基本料金の変更内容です。従量料金も口径に応じた料金表に変更します。  
※浴場用・臨時用は現行通りです。  
※大口徑のお客様には変更内容について別途郵送でお知らせしています。

### Q&A

**Q** 使用している口径の大きさを知りたいのですが。

**A** 検針時に投函させていただいております「ご使用水量等のお知らせ」(右写真)に記載しています。なお、「020」という記載の場合は口径が「20mm」を意味しています。

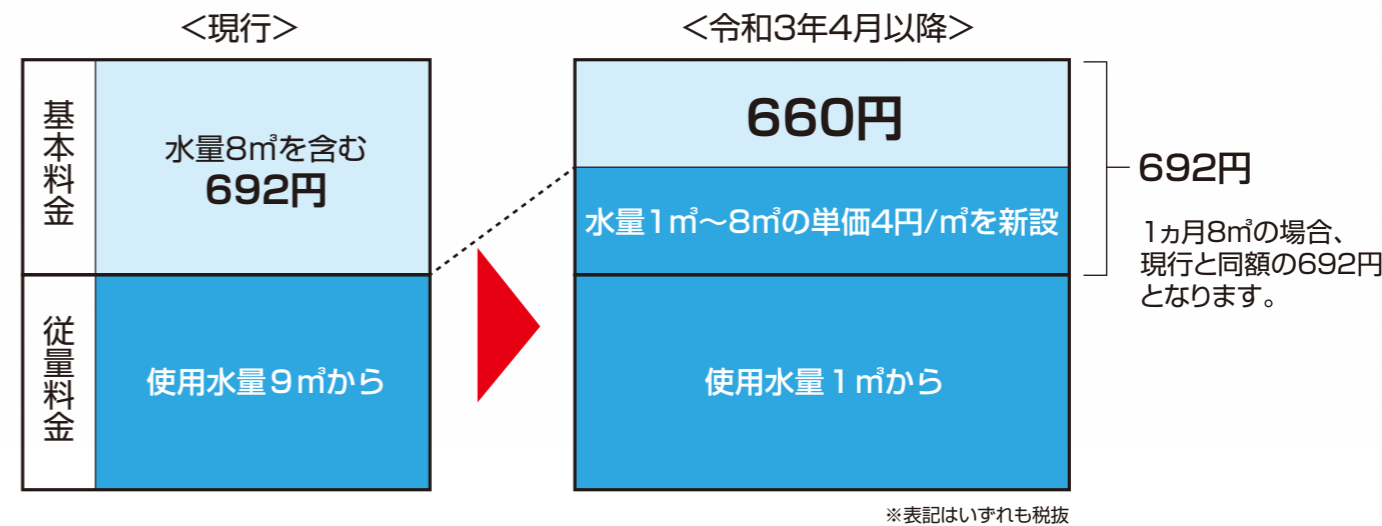


# 2 基本水量8m<sup>3</sup>の廃止

現在、1ヵ月の基本料金に含まれている8m<sup>3</sup>の基本水量を廃止し、小口径は1m<sup>3</sup>~8m<sup>3</sup>の単価4円/m<sup>3</sup>を新設します。これにより使用水量分のお支払いとなり、1ヵ月8m<sup>3</sup>未満の場合、4円~32円の値下げになります。また、この廃止に伴う減収分を補うため、9m<sup>3</sup>以上の水量区分の単価は現行よりも1円値上げいたします。

### 変更の理由

基本水量は水道が現在ほど普及していない時代、生活に最低限必要な水量を基本料金に含めることで、水道の使用を促し、健康を守るために全国的に導入されました。水道の使用が当たり前になった現在では、導入の役割は果たしたものと考えられます。



# 3 下水道使用料の変更

現在、下水道の1ヵ月の基本使用料に含まれている8m<sup>3</sup>の基本水量を水道料金制度に合わせ廃止します。下水道使用料では1ヵ月8m<sup>3</sup>未満のご使用の場合は4円~32円安く、8m<sup>3</sup>以上の場合は現在と同額となります。



区分	基本使用料	現行	令和3年4月以降
基本使用料		800円	768円
従量使用料	水量1m <sup>3</sup> ~8m <sup>3</sup> の単価	—	1m <sup>3</sup> あたり4円を新設
	水量9m <sup>3</sup> 以上の単価		現行通り

※浴場用は現行どおりです。

※表記はいずれも税抜

## 新しい水道料金は、令和3年4月1日以降のご使用期間分から適用されます。

検針	月	偶数月		奇数月	
		4月検針分	2月11日~3月31日	5月検針分	3月11日~3月31日
隔月	検針	4月検針分	2月11日~3月31日	5月検針分	3月11日~3月31日
		(例)2月11日~4月10日	4月1日~4月10日	(例)3月11日~5月10日	4月1日~5月10日
毎月	検針	4月検針分	3月22日~3月31日	4月検針分	3月22日~3月31日
		(例)3月22日~4月21日	4月1日~4月21日	(例)3月22日~4月21日	4月1日~4月21日

旧料金 / 新料金

※隔月検針は、2ヵ月分の請求となります。また、「ご使用水量等のお知らせ」には、下水道使用料も含まれています。

## 小口径の使用水量1ヵ月あたり20m<sup>3</sup>の水道料金比較

区分	現行	令和3年4月以降
基本料金	692円 (基本水量8m <sup>3</sup> 含む)	660円 (基本水量を廃止)
従量料金	1m <sup>3</sup> ~8m <sup>3</sup>	0円 ①
	9m <sup>3</sup> ~10m <sup>3</sup>	単価104円/m <sup>3</sup> ×2m <sup>3</sup> = 208円 ②
	11m <sup>3</sup> ~20m <sup>3</sup>	単価117円/m <sup>3</sup> ×10m <sup>3</sup> = 1,170円 ②
水道料金	基本料金+①+②+③ = 2,070円	基本料金+A+B+C = 2,082円

使用水量に当たる従量料金は、水量区分に応じて単価を設定しています。また、使用水量が多くなるに伴い、単価が高くなる「逓増制」を採用しています。

1ヵ月当たり 12円の増加

※表記はいずれも税抜